

大 第 7 0 9 号
令和6年9月11日

一般社団法人千葉県環境保全協議会 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

有資格者による石綿事前調査の義務化に係る周知用リーフレットについて (送付)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力頂きお礼申し上げます。

さて、改正大気汚染防止法及び改正石綿障害予防規則の施行により、建築物の解体等の作業を行うときの事前調査について、令和5年10月1日以降に着工する工事から要件を満たす者に行わせることが義務付けられました。また、工作物についても、令和8年1月1日に施行されます。

この度、厚生労働省が周知のために作成した下記資料を参考までに送付致します。

記

- 1 周知用リーフレット (厚生労働省作成)
- 2 周知用ポスター (厚生労働省作成)

【担当】
千葉県環境生活部大気保全課
大気規制班 土井
TEL : 043-223-3804
E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp